

## 会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2023年11月）

日 時： 2023年11月13日（月）～15日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 中西 美樹

## IASB 会議（2023年11月）傍聴報告

日時：2023年11月13日（月）～15日（水）

スケジュール：別紙参照

2023年11月13日～15日に、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。11月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- 金融商品の分類及び測定の修正
- IFRS 第9号の適用後レビュー — 減損
- IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー
- 持分法
- 共通支配下の企業結合
- 引当金
- 基本財務諸表
- 「公的説明責任のない子会社：開示」の基準書の更新

【11月13日（月）】

## 金融商品の分類及び測定の修正

（背景）

IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）の分類及び測定に関する要求事項と、当該要求事項に関連するIFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）の要求事項の適用後レビューで指摘された適用上の疑問点に対応するため、IASBは、2023年3月、公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正」（IFRS 第9号及びIFRS 第7号の修正案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し、2023年7月19日にコメント期限が終了している。

公開草案におけるIFRS 第9号の分類及び測定に関する提案の一部として、金融資産又は金融負債の認識の中止を行う際に、決済日会計を適用することを要求される旨を明確化するとともに、電子送金システムを使用して決済される金融負債を所定の要件が満たされる場合には決済日前に弁済されるものとみなすことを認めることが提案されている。

また、公開草案におけるIFRS 第7号の開示要求に関する提案の一部として、その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資について修正又は追加を行うことが提案されている。

2023年9月のIASBボード会議では、上記の提案について、以下の利害関係者のフィードバックの要約が提供された。

- a. ほとんどの回答者は、金融資産又は金融負債の認識の中止を行う際に決済日会計を適用することに同意しているが、多くの回答者は意図しない結果を避けるために要求事項をさらに明確化することを求めた。また、ほとんどの回答者は電子送金システムを使用して決済される金融負債について所定の要件が満たされる場合には決済日前に弁済されるものとみなすことを認めることに賛成したが、提案されている要件の実務上の適用について懸念を示す回答者もいた。
- b. 多くの回答者は、FVOCI オプションを適用する資本性金融商品に関する開示要求の改定案を支持したが、一部の回答者からは資本性金融商品が処分された場合にOCIに累積された金額を純損益に振り替えることを再検討しなかったことについて改めて遺憾であるとするコメントがあった。

（今回の会議における主な論点）

IASBは、公開草案に対するフィードバックのうち、以下に関する提案について議論

した。

- a. 電子送金による金融負債の認識の中止
- b. 資本性金融商品及びその他の包括利益

**（主な暫定決定事項）**

**電子送金による金融負債の認識の中止**

IASB は、公開草案における修正案を次の条件で最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 公開草案の B3. 1. 2A 項における「決済日会計」への言及を削除して、「決済日」に置き換え、「決済日」とは現金（又は他の金融資産）を受け取る権利又は支払う義務が確定されるか又は消滅する日を指すという説明を加える。
- b. 公開草案の B3. 3. 8 項(a)及び B3. 3. 8 項(b)における要求事項を一致させ、両方が「実際上の能力」に言及するようにする。

**資本性金融商品及びその他の包括利益**

IASB は、公開草案における修正案を次の条件で最終確定することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 7 号の第 11A 項における導入文を修正して、同項における開示要求を持分投資のクラスごとに適用することを企業に要求する。
- b. IFRS 第 7 号の第 11B 項に IFRS 第 7 号の第 11A 項(e)と同様の開示要求を含める。

**（今後の予定）**

IASB は公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

## 【11月14日（火）】

### IFRS第9号の適用後レビュー－減損

#### （背景）

IASBは、2022年7月に、IFRS第9号の減損の要求事項の適用後レビューを開始した。2023年5月30日に情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー－減損」（以下、本項目において「情報要請」という。）が公表され、2023年9月27日にコメント期限が終了している。

世界的な金融危機の間に、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における発生損失モデルの信用損失の認識の適時性に対する懸念が指摘された。より適時に信用損失を認識するために、IASBは予想信用損失を反映する将来予測的な減損モデル（予想信用損失モデル）を開発した。

情報要請は、IFRS第9号により導入された減損の要求事項の変更による影響に関する情報を求めている。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、以下について議論した。

- a. 情報要請に対するフィードバックの要約
- b. 本プロジェクトの次のフェーズの計画

#### （主な暫定決定事項）

IASBは何も決定を求められなかった。

#### （今後の予定）

IASBは、情報要請に対する詳細なフィードバックについて議論する。IASBはこれらの議論を2024年第2四半期までに完了する見込みである。この適用後レビューの終了時に、IASBはプロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。

### IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー

#### （背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 会計基準を完全版のIFRS 会計基準と整合

させるかどうか、また、どのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 会計基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。IASBは、2022年9月に、本情報要請における一致アプローチを用いて、「IFRS for SMEs 会計基準第3版」（公開草案）（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2023年3月7日をコメント期限として公表した。

2023年6月のIASBボード会議から、公開草案に対するフィードバックについて検討を開始しており、2023年9月及び2023年10月のIASBボード会議では、プロジェクト計画及び公開草案における提案について議論した。

公開草案では、IFRS for SMEs 会計基準の第15章「共同支配企業に対する投資」をIFRS第11号「共同支配の取決め」（以下「IFRS第11号」という。）と整合させ、第15章における共同支配の資産、共同支配の営業活動及び共同支配企業についての分類及び測定の要求事項を維持すること及びIFRS for SMEs 会計基準の第28.19項における確定給付制度の債務と関連する費用の測定に関する簡素化を削除することが提案されている。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、公開草案における提案を再審議した。

#### （主な暫定決定事項）

##### 第15章「共同支配企業に対する投資」の改訂案

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準（基準）の第15章における「共同支配」の定義をIFRS第11号における定義に合わせる。
- b. 基準の第15章における共同支配の資産、共同支配の営業活動及び共同支配企業についての分類及び測定の要求事項を維持する。
- c. 基準の第15章をIFRS第11号の第23項の要求事項に合わせて、共同支配の営業活動又は共同支配の資産の当事者のうちそれらの取決めに対する共同支配を有していない者は自らの持分をその共同支配の営業活動又は共同支配の資産の分類に応じて会計処理するようにする。

##### 第28章「従業員給付」の第28.19項における簡素化

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 基準の第28章の第28.19項を維持する。

- b. 第28章の第28.19項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務を、企業の従業員全員が報告日において雇用を終了すると仮定して、現時点の終了金額で測定する旨を明確化する。
- c. 第28章の第28.19項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務の現時点の終了金額を割引せずに測定する旨を定める。
- d. 第28章の第28.19項を適用する企業は、確定給付制度から生じる義務の現時点の終了金額の算定基礎を開示することを要求する。

#### （今後の予定）

IASBは、公開草案における提案を引き続き再審議する。

## 持分法

#### （背景）

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS第28号」という。）における持分法会計について、IASBは2020年10月のIASBボード会議にて、適用上の疑問点に対処することを決定し、その後以下のステップで検討が進められている。

- ステップ1：持分法適用に際しての疑問点を特定する。
- ステップ2：IAS第28号の基礎となる原則を特定する。
- ステップ3：上記原則を適用上の疑問点に適用する。

IASBは、2023年4月のボード会議にて、本プロジェクトを基準設定の作業計画に移すこと、次のデュー・プロセスとして公開草案の公表に向けた作業を行うこと、及び進捗状況を反映させるためにプロジェクトの目的を以下に更新することを決定した。

- IAS第28号に示されている適用上の疑問点を可能な場合にはIAS第28号から導き出された原則を用いて開発する。

2023年9月のIASBボード会議において、以下の論点について審議を終了した。

- プロジェクトの範囲内の適用上の疑問点
- IFRS第12号「他の企業への関与の開示」における関連会社に対する投資につ

いての開示要求の要求

2023年10月のボード会議では、IASBは関連会社に対する投資についての適用上の疑問点に関する暫定的な決定を、共同支配企業に対する投資及び親会社の子会社に対する投資について個別財務諸表において持分法を用いて会計処理することを選択する場合にも適用することを暫定的に決定した。

**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、以下について議論した。

- 共同支配企業及び子会社に対する投資に関する開示要求の改善を提案するかどうか
- IAS第28号の修正案に関する経過措置

**（主な暫定決定事項）**

**公開草案に向けて－共同支配企業及び子会社に対する投資に関する開示要求の考え得る改善**

IASBは次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する投資について提案することを以前に決定した開示要求と同じ改善を、共同支配企業に対する投資について提案する。
- b. 個別財務諸表において子会社に対する投資を会計処理するために持分法を使用することを選択する親会社が、親会社の子会社への取引からの利得又は損失を開示することを提案する。

**公開草案に向けて－経過措置**

IASBは、投資者又は共同支配投資者が次のようにするよう提案することを暫定的に決定した。

- a. 関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用する。
- b. 条件付対価を取引日に公正価値で認識及び測定し、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の対応する修正を認識する。
- c. その他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する。

**（今後の予定）**

IASBは、未決定の事項を検討するとともに、IAS第28号の修正の公開草案を公表するための所要のデュー・プロセスの手順を満たしたかどうかを検討する。

## 共通支配下の企業結合

### （背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合の会計処理について、2020年11月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下、本項目において「DP」という。）を、2021年9月をコメント期限として公表した。DPでは、移転先企業が共通支配下の企業結合を報告する場合の要求事項を検討しており、これにより、実務の多様性を減らし、透明性を改善することを目指している。

2021年12月及び2022年1月のIASBボード会議において、DPに対するフィードバックについての議論及びDPにおける予備的見解に基づく提案の審議のための計画（共通支配下の企業結合に関するプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）の目的及び範囲について審議した後、測定方法の選択、測定方法の適用、その他のトピックの順で審議を行う計画）について議論が行われた。

2022年6月及び2022年11月のIASBボード会議では、測定方法の選択に関して、原則として、非支配株主（NCS）に影響を与えるか否かによって取得法と簿価法の適用を決定するという予備的見解について議論が行われた。当該議論の中で、一部のIASBメンバーより、本プロジェクトの方向性に疑問を呈する意見が聞かれた。

その後、2023年4月のIASBボード会議において、本プロジェクトの方向性について議論が行われ、現在の方向性を継続することの利点が必要なリソースを正当化する可能性が高いのか、あるいは方向性の変更を検討すべきなのか以下の3つの選択肢について議論が行われた。

- a. オプションⅠ：本プロジェクトの方向性を変更しない。
- b. オプションⅡ：開示のみの要求事項を開発する。
- c. オプションⅢ：本プロジェクトを中止する。

2023年9月のIASBボード会議では、本プロジェクトの方向性に関する利害関係者からのフィードバックとその分析について議論した。一部のIASBメンバーは意思決定のためにオプションⅡに関する追加の分析が必要であることに同意したが、他のIASBメンバーはリソースの制約からオプションⅡに関する追加の分析を実施するこ

とに懸念を示し、それにより意思決定に有用な情報が得られるかどうか疑問視した。また、オプションⅡを選択した場合のコストや適用時の負担についても懸念が示された。

**（今回の会議における主な論点）**

IASB は、本プロジェクトの方向性について議論した。

**（主な決定事項）**

IASB は、認識及び測定に関する要求事項の開発の探求を継続すべきか、それとも本プロジェクトの方向性を変更すべきかについて議論し、本プロジェクトの方向性を変更することを決定した。

IASB は、開示のみの要求事項の開発を探求すべきか、それとも本プロジェクトを中止すべきかについて議論し、本プロジェクトを中止することを決定した。

**（今後の予定）**

IFRS 財団スタッフがプロジェクト・サマリーを作成する。

## 【11月15日（水）】

### 引当金

#### （背景）

IASBは、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS第37号」という。）について、次の3つの的を絞った改善を行うプロジェクトを作業計画に掲げている。

- a. IAS第37号における負債の定義及び負債の識別に関する要求事項を「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせる。
- b. 引当金を測定する際に含めるべきコストを明確化する。
- c. 引当金についての割引率（具体的には、不履行リスクを割引率に反映すべきかどうか）を定める。

上記cに関して、2022年10月のIASBボード会議で議論を開始し、今後の暫定的な決定を行う前に、諮問グループのいくつかから意見を求めることとした。2023年7月のIASBボード会議では、利害関係者のフィードバックについて議論し、次の2つのアプローチをさらに検討することを求めた。

- a. オプション1：IAS第37号の割引率の要求事項をIAS第19号「従業員給付」の要求事項と整合させる。割引率は、貨幣の時間価値と一定の不履行リスクを反映した観察可能な市場レートを参照して決定される。
- b. オプション2：不履行リスクに対する調整を行わず、リスクフリー金利で表される貨幣の時間価値を反映したレートで引当金を割り引くことを企業に要求する。このレートは、例えば政府債の利回りのように、リスクフリー金利の代用となる観察可能な市場金利を参照して決定することができる。

#### （今回の会議における主な論点）

IASBは、IAS第37号の考え得る修正について議論した。

#### （主な暫定決定事項）

IASBは、IAS第37号の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 企業が引当金を測定する際に用いる割引率を計算する基礎を定める。
- b. 企業は貨幣の時間価値を反映する率（リスクフリー金利で表される）を不履行

リスクについての調整をせずに用いる旨を定める。

#### （今後の予定）

IASB は、IAS 第 37 号及び関連するガイダンスの考え得る修正について引き続き議論する。

## 基本財務諸表

#### （背景）

IASB は、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019 年 12 月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2020 年 9 月をコメント期限として公表した。公開草案が最終確定される場合には、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。

2021 年 3 月から公開草案における提案の再審議が開始されており、2022 年 9 月から 12 月にかけて、IASB は、暫定決定事項を中心に絞ったアウトリーチを実施し、2023 年 1 月に再審議計画が提示されるとともに、再審議が継続され、2023 年 6 月の IASB ボード会議で概ね審議が完了した。

2023 年 7 月の IASB ボード会議では、技術的作業が完了し新しい IFRS 会計基準書である IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）の書面投票プロセスを開始することが決定され、文案作成プロセスにおいて生じる整理論点について、今後、議論することとされた。

#### （今回の会議における主な論点）

IASB は、IFRS 第 18 号（基準書ドラフト）の文案作成において識別された整理論点について議論した。当該論点は、小計及び区分、集約及び分解、並びにその他の事項に関するものである。

#### （主な暫定決定事項）

##### 小計及び区分に関連した整理論点

以前の会議で、IASB は、企業が収益及び費用を投資区分に分類することを要求される資産（以下「特定の資産」という。）を特定した。今回の会議で、IASB は、特定の資産からの収益及び費用は次のもので構成される旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 特定の資産が生み出した収益
- b. 当該資産の当初測定及び事後測定から生じた収益及び費用
- c. 当該資産の取得及び処分に直接起因する増分費用（例えば、取引コスト及び売却コスト）

したがって、投資区分と財務区分との間の整合性を維持するため、IASBは、資金調達のみを伴う取引から生じた負債からの収益及び費用は次のもので構成される旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 当該負債の当初測定及び事後測定から生じた収益及び費用
- b. 当該負債の発行及び処分に直接起因する増分費用（例えば、取引コスト）

また、IASBは、個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産、及びそうでない資産の例を含んだ適用指針を追加することも暫定的に決定した。この適用指針は、IASBが2022年7月の会議で顧客へのファイナンスの提供から生じた金融資産からの収益及び費用について追加することを暫定的に決定した適用指針を置き換えるものである。

IASBは、小計及び区分に関連した軽微な整理論点についての文案作成のアプローチについても議論し確認した。

#### **集約及び分解並びにその他のトピックに関連した整理論点**

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は基本財務諸表の構成を決定する分類の要求事項が有用な体系化された要約をもたらすかどうかを評価する必要がない旨を明確化する（当該要求事項の適用により、有用な体系化された要約が常にもたらされるからである）。
- b. たとえ他のIFRS会計基準書が特定の要求される科目のリストを含んでいる場合や科目を最低限の要求事項として記述している場合であっても、基本財務諸表が有用な体系化された要約を提供するうえで当該科目が不必要である場合には、企業は基本財務諸表において当該科目を区分して表示する必要がない旨を明確化する。
- c. 一般的に、基準書ドラフトにおいて純損益計算書の営業区分に示されている項目のリストを表示することで、当該計算書が有用な体系化された要約を提供するにあたっての有効度を低下させる可能性は低いであろうと記述した適用指針案を削除する。

- d. 営業費用の集約及び分解の方法に関するドラフト基準書における適用指針における例示の結果的修正を行う。

**（今後の予定）**

IASBは、基準書ドラフトについての書面投票プロセスを継続する。

**「公的説明責任のない子会社：開示」の基準書の更新**

**（背景）**

IASBは、2021年7月に公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2022年1月をコメント期限として公表した。公開草案は、要件を満たす子会社が開示要求を削減した形でIFRS会計基準を適用することを認める新しいIFRS会計基準書（以下、本項目において「本基準書」という。）を提案している。IASBは公開草案へのフィードバックを踏まえ、2022年4月から再審議を開始した。

2023年6月のIASBボード会議では、概ねの議論が完了した。2023年7月のIASBボード会議において、技術的作業が完了し書面投票プロセスを開始することが決定され、2024年前半に本基準書を公表する予定である。

IASBは、2021年2月28日時点で公表されているIFRS会計基準書に関して削減された開示要求を開発した。2021年2月28日以降も、IASBはIFRS会計基準書において新規又は修正後の開示要求（以下、本項目において「新規開示要求」という。）を公表している。

IASBは、新規開示要求に関して削減された開示要求を開発する「キャッチアップ」公開草案について協議後、本基準書が修正されるまで、要件を満たす子会社は、すべての新規開示要求に従うことが要求されることを暫定的に決定した。

**（今回の会議における主な論点）**

IASBは、公表予定の基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を公表した後に「キャッチアップ」公開草案を公表する計画についてのアップデートを受けた。

「キャッチアップ」公開草案により、IASBは、IASBが公開草案を2021年7月に公表して以降に公表又は修正されたIFRS会計基準書から生じた要求事項について、利害関係者と協議する。

**（主な暫定決定事項）**

IASBは何も決定を求められなかった。

**（今後の予定）**

IASBは、「キャッチアップ」公開草案の内容について2024年初頭に議論する。

別紙 スケジュール

11月13日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-12:00	金融商品の分類及び測定の修正（アジェンダ・ペーパー16） （予定 60分→60分）

11月14日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:00-10:00	IFRS 第9号の適用後レビュー－減損（アジェンダ・ペーパー27） （予定 60分→55分）
10:00-11:00	IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 60分→70分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	持分法（アジェンダ・ペーパー13） （予定 90分→90分）
12:45-13:45	休憩
13:45-15:45	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 120分→75分）

11月15日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:15-10:45	引当金（アジェンダ・ペーパー22） （予定 90分→60分）
10:45-11:00	休憩
11:00-12:30	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 90分→130分）
12:30-14:30	休憩
14:30-15:30	基本財務諸表の続き（アジェンダ・ペーパー21） （予定 60分→0分）
15:30-16:15	「公的説明責任のない子会社：開示」の基準書の更新（アジェンダ・

	ペーパー32) (予定 45 分→5 分)
--	--------------------------

以 上